

商工会の運営に関する検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商工会法に基づく検査の実施について必要な事項を定め、商工会法の適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 検査とは、商工会法（昭和35年5月20日法律第89号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する検査をいう。

(2) 書面調査とは、法第50条第1項に規定する報告を徴することをいう。

(検査の実施体制)

第3条 検査は、函館市が実施するものとする。

2 検査は、商工会の運営状況を的確に把握し、適正かつ円滑な運用を図るため、1商工会につき概ね3年に1回を基本として定期的を実施するものとする。

3 定期的を実施する検査（以下「定期検査」という。）のほか、必要に応じて緊急に行う臨時の検査または書面調査を実施することができるものとする。

(検査の方法)

第4条 検査は、実地で行うものとし、原則として職員2名以上で行うものとする。

2 検査を実施する職員は、商工会法施行規則第10条に規定する立入検査証を携帯するものとする。

3 検査の実施に要する期間は、1商工会につき1～2日を目処とし、実情に応じて定めるものとする。

4 検査の実施にあたっては、商工会の日常業務に対する認識を高めるため可能な限り役員との立会を求めるものとする。

(検査事項)

第5条 検査における検査事項は、別表のとおりとする。ただし、特に必要と認められる場合には、上記以外の事項についても追加することができるものとする。

(検査の通知)

第6条 定期検査の実施にあたっては、対象となる商工会の業務に配慮し、別紙様式1により事前に通知するものとする。

(検査実施後の措置)

第7条 検査実施後の措置は、次のとおりとする。

(1) 検査を実施した職員は、検査を終了したときは、立会人に対して、検査の結果について講評を行うものとする。

なお、講評内容を後目公文書で正式に通知することを申し添えること。

(2) 検査を実施した職員は、速やかに検査結果通知書(別紙様式2)を作成し、所属長に報告するものとする。

(3) 検査の結果について、当該商工会に対し別紙様式3により通知するものとするが、改善を要する事項があると認められるときは、期限を定めて別紙様式4により措置状況・今後の対応方針等について報告を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。